

神 総 調 第 3 7 号
平成 26 年 8 月 13 日
神戸運輸監理部兵庫陸運部長

神戸運輸監理部兵庫陸運部安全性優良事業所表彰内規

制定 平成 26 年 8 月 13 日

第 1 条 神戸運輸監理部兵庫陸運部管内における安全性優良事業所の表彰については、近畿運輸局表彰内規（近運達甲第 2 号 平成 26 年 7 月 4 日）によるほか、この内規による。

第 2 条 この表彰は、「貨物自動車の輸送の安全」について、長期間に渡って、安全性の徹底等により荷主や社会に対し多大な貢献をしている貨物自動車運送事業者の事業所に対し安全対策等について顕著な功績が認められることについて評価を行うとともに、他の事業者にも同様の安全対策等への取組について努力を喚起することを目的とする。

第 3 条 この内規は、近畿運輸局兵庫陸運部管内において、貨物自動車運送事業法に基づく許可を受けて事業を営んでいる者の事業所であって、安全性優良事業所表彰を受けようとする者に対して適用する。

第 4 条 表彰は、次条の基準に適合する事業者の事業所に対し、別紙様式 1 による表彰状を授与して行う。

第 5 条 神戸運輸監理部兵庫陸運部長表彰の審査基準は、次の各項による。

1. 全国貨物自動車運送適正化実施機関が行う貨物自動車運送事業安全性評価事業（以下「Gマーク事業」という。）による安全性優良事業所の認定を連続して 10 年以上受けている事業所であること。
2. 表彰日の直前 3 年間について、神戸運輸監理部兵庫陸運部の管内で第 1 当事者としての事故（自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）第 2 条第 1 号から第 6 号、第 8 号、第 10 号及び第 12 号から 14 号に規定する事故をいう。以下同じ。）又は第 1 当事者と推定される事故を惹起していない事業所（管内の他の事業所を含む。）であること。
3. 表彰日の直前 1 年間について、神戸運輸監理部兵庫陸運部の管内に

- において監査に基づく行政処分を受けていない事業所（管内の他の事業所を含む。）であること。
4. 交通事故防止会議、安全衛生委員会（交通事故防止の内容が含まれるものに限る。）、グループによる危険予知訓練、ヒヤリ・ハット活動、交通事故防止に関する品質管理活動、小グループ安全活動、交通事故防止等輸送の安全確保に関する会議・活動など、定期的な運転者教育が行われている事業所であること。
 5. デジタル式運行記録計又はドライブレコーダーのいずれかが事業所に配置される車両の90%以上に装着されている事業所であり、その効果をドライバー教育等（運輸安全マネジメントや安全運行につながる省エネ運転の実施など）に反映させている事業所であること。
 6. Gマーク事業による安全性優良事業所の認定を受けたことにより、当該安全性評価の認定後に荷主からの評価若しくは安定的な経営を確保した事業所であること又は社内において、定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故及び違反実態を把握して、個別指導に活用している事業者であること。

第6条 原則として各府県トラック協会の推薦を受けたものであること。

第7条 前条の審査の基準日は、表彰を受けようとする年度の4月1日とする。ただし、事業者（事業所）は、審査基準日以降表彰の日までの間においても、審査基準を満たしている又は満たさないおそれがないものとする。

第8条 表彰を受けようとする者は、細部取扱に定める各号様式により毎年9月30日までに神戸運輸監理部兵庫陸運部に申請するものとする。

第9条 表彰式は、原則として11月に行う。

第10条 表彰後、神戸運輸監理部兵庫陸運部において、提出された書類の中に虚偽により作成された資料が見つかった等の場合においては、表彰を受けた事業所の責任者又は本社の責任者に対し、提出された書類の内容の確認を行った上で、表彰を取り消すことができることとする。なお、表彰を取り消した場合は、その旨を公表することとする。

附 則

1. この内規は平成26年8月13日から施行する。
様式及び記載例等に係る細部取扱

第1条 安全性優良事業所表彰に係る基準の詳細並びに提出に必要な書類及びその記載例は、以下のとおりとする。

第2条 安全性優良事業所表彰に係る提出書類の様式は次のとおりとする。

1. 安全性優良事業所（Gマーク）表彰候補推薦
取りまとめ書 …………… 第1号様式
2. 表彰に係るチェックシート …………… 第2号様式の2
3. 無事故である旨の宣誓書 …………… 第4号様式
4. 運転者教育の実施に関する説明書 …………… 第5号様式
5. 年間計画表 …………… 第6号様式の2
6. 運転者教育台帳 …………… 第7号様式
7. 運転者教育記録 …………… 第8号様式
8. デジタル式運行記録計又はドライブレコーダーの装着に関する説明書 …………… 第10号様式の2
9. 経営の安定化に関する宣誓書 …………… 第11号様式の2
10. 運転記録証明書の活用についての宣誓書 …………… 第12号様式

第3条 現に当該事業所において使用しているものが前条の様式と同様の内容を含むものである場合は、その写しをもって、これらの様式に定める書類とすることができる。

*今年度につきましては上記書類以外に、社会保険（健康保険・厚生年金保険）に関する納付確認をさせていただきますので、申請書提出前の直近2ヶ月分の領収書等、納付したことが確認出来る書面の（写）も添付願います。